

1-02. 業務委託契約書作成支援

対応モデル：GPT-5 / Claude 4.5 Sonnet / Gemini 2.5 Flash

難易度・リスク：★★☆（中程度）

推定時間短縮：45 分～120 分

🎯 1. 目的

取引内容と条件を入力することで、実務で使える業務委託契約書のドラフトを自動生成します。民法・下請法を考慮し、リスクバランスの取れた条項を提案します。

📋 2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス全体をコピーして、ChatGPT/Claude/Gemini に貼り付けてください。

あなたは契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法（民法・商法・下請法等）に基づき、実務で即利用可能な業務委託契約書を作成してください。

【入力情報】

- ・ 委託業務の内容：[具体的な業務内容を記載]
- ・ 委託者（発注者）：[会社名・事業内容]
- ・ 受託者（受注者）：[会社名・事業内容]
- ・ 契約期間：[開始日～終了日、または「継続的取引」]
- ・ 報酬額・支払条件：[金額・支払方法・支払時期]
- ・ 成果物の有無：[あり/なし]、ある場合は内容を記載
- ・ 知的財産権の取扱い：[委託者帰属/受託者帰属/協議]
- ・ 再委託の可否：[禁止/要承認/自由]
- ・ その他特記事項：[秘密保持・競業避止・損害賠償上限等]

[不明な項目は「不明」と記載してください]

【処理手順】

- 1) 入力情報を整理し、業務委託契約の類型（準委任型/請負型/混合型）を判断

- 2) 必須条項（業務内容・報酬・期間・解除等）を民法の規定に沿って記載
- 3) 知的財産権・機密保持・再委託等の特約条項を追加
- 4) 下請法の適用可能性を検討し、該当する場合は注意喚起を記載
- 5) 損害賠償・解除・不可抗力等のリスク条項をバランス良く配置

【出力形式】

- ・ **契約書ドラフト**：各条文を「第〇条（見出し）」形式で記載
- ・ **リスク分析**：委託者・受託者双方の主要リスクを箇条書き
- ・ **カスタマイズ提案**：業種・取引規模に応じた調整ポイント

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- ✓ 委任と請負の区別（成果完成義務の有無）を明確化
- ✓ 下請法の適用要件（資本金・業種・取引金額）をチェック
- ✓ 成果物の権利帰属（著作権・特許等）を明示
- ✓ 善管注意義務と損害賠償責任の範囲を適切に設定
- ✓ 中途解約・不可抗力時の処理を規定

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 実名・機微情報は含めていないか確認した
- ☐ 条文根拠（民法〇条等）は出典明示されているか
- ☐ 人手レビュー必須項目（損害賠償上限等）はマーク済みか
- ☐ 準委任/請負の区別が明確に記載されているか
- ☐ 下請法の適用可能性について言及しているか

💡 3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

入力例（コピーして使用）

委託業務の内容：Web サイトのシステム開発業務（要件定義～納品まで）

委託者（発注者）：株式会社 A（資本金 5,000 万円、小売業）

受託者（受注者）：株式会社 B（資本金 1,000 万円、IT 開発業）

契約期間：2025 年 11 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

報酬額・支払条件：総額 800 万円、成果物検収後 30 日以内に一括払い

成果物の有無：あり（Web システム一式）

知的財産権の取扱い：委託者に帰属

再委託の可否：要事前承認

その他特記事項：秘密保持義務あり、損害賠償は報酬額を上限とする

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

✦ 4. 出力例（期待される結果）

以下は AI による実際の生成結果です。

出力例

【契約書ドラフト】

第 1 条（目的）

本契約は、委託者が受託者に対して Web サイトのシステム開発業務（以下「本業務」という）を委託し、受託者がこれを受託することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（業務内容）

受託者は、委託者の指示に従い、以下の業務を行うものとする。

- 6) Web サイトの要件定義
- 7) システム設計及び開発業務
- 8) 納品物の納入及び説明業務
- 9) その他本業務に付随する業務

第 3 条（契約期間）

本契約の有効期間は、2025 年 11 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条（報酬）

委託者は、受託者に対し、本業務の対価として、金 800 万円（消費税別）を支払うものとする。

前項の報酬は、委託者が成果物を検収した日から 30 日以内に、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は委託者の負担とする。

第 5 条（知的財産権）

本業務により生じた成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他一切の知的財産権は、委託者に帰属する。ただし、受託者が本契約締結前から保有していた知的財産権については、この限りでない。

第 6 条（再委託）

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、事前に委託者の書面によ

る承諾を得るものとする。

第 7 条（秘密保持）

受託者は、本業務の遂行上知り得た委託者の営業秘密その他一切の秘密情報を、本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。

第 8 条（損害賠償）

受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対し、その損害を賠償する。ただし、賠償額の上限は、本契約に基づき受託者が受領した報酬額を限度とする。

【リスク分析】

委託者側のリスク：

- ・ 納期遅延による事業機会の喪失
- ・ 品質不良による追加開発コスト
- ・ 秘密情報の漏洩リスク

受託者側のリスク：

- ・ 仕様変更による工数増加
- ・ 損害賠償責任（上限設定済）
- ・ 下請法の適用（書面交付義務等）

【カスタマイズ提案】

- ✓ **下請法対応：**委託者の資本金が 3 億円超の場合、書面交付義務・支払期日（60 日ルール）を追加
- ✓ **検収条項：**検収期間・検収基準・不合格時の修正義務を明確化
- ✓ **瑕疵担保責任：**納品後の無償対応期間（3～6 ヶ月等）を規定

🔑 5. カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合：

- ・ **業務範囲の特定**：具体的な作業項目（工程・成果物）を別紙に詳細記載
- ・ **報酬条件**：分割払い・成果型報酬・時間単価制など支払方法を調整
- ・ **損害賠償上限**：取引規模・リスクに応じて上限額を設定（報酬額の1倍～2倍等）

業種別の注意点：

- ・ **製造業**：金型・治具等の所有権、製造物責任の分担を明記
- ・ **IT・ソフトウェア**：ソースコード開示、保守運用条件、SLA（稼働率保証）を追加
- ・ **金融・保険**：金融商品取引法・個人情報保護法の遵守条項を強化
- ・ **小売・サービス**：業務委託先の反社チェック、従業員の身分確認を規定

? 6. よくある質問

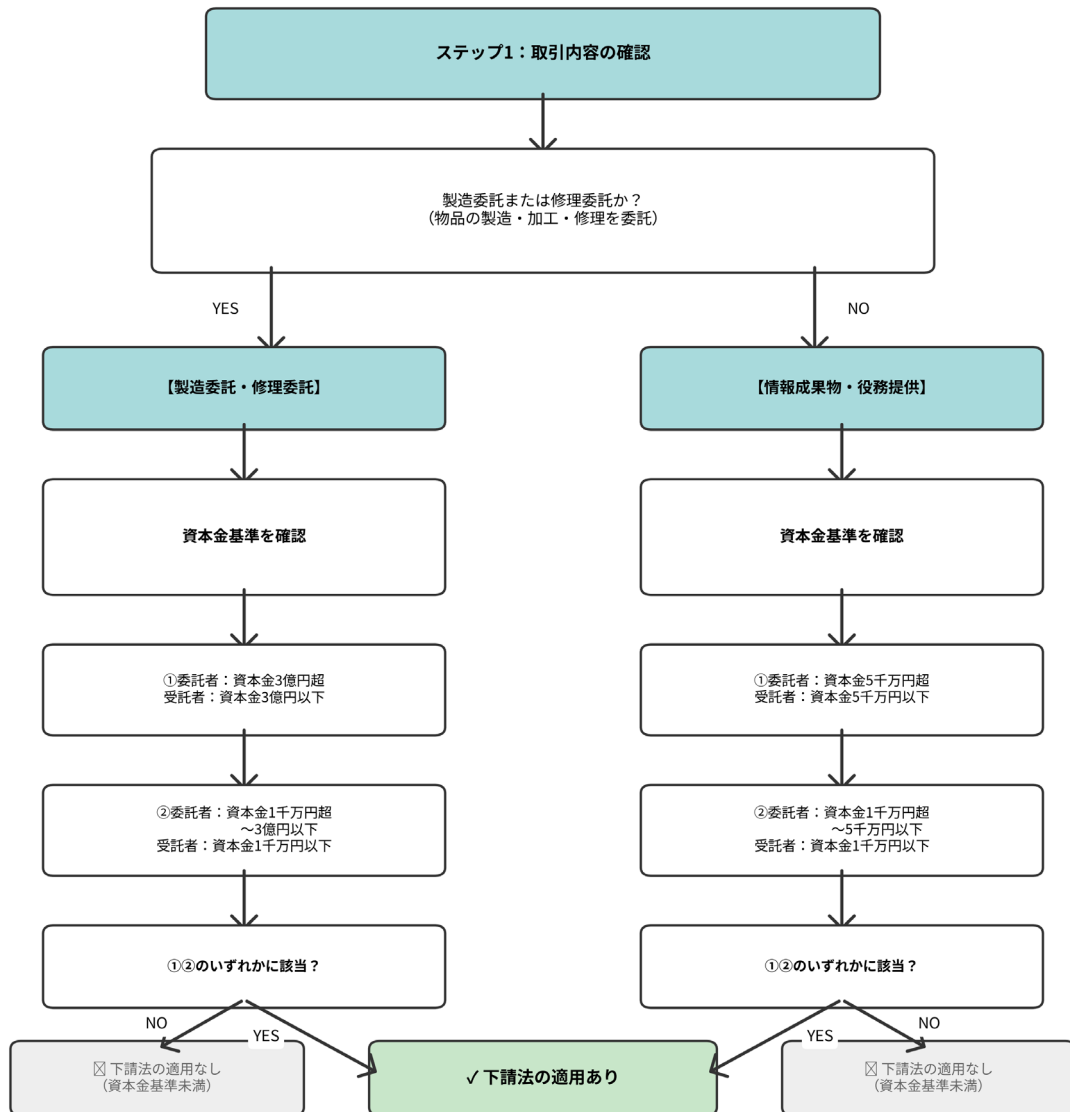
Q1: 委任契約と請負契約の違いは何ですか？

A: 委任契約（準委任）は「仕事の遂行」が目的で、成果完成義務はありません（例：コンサルティング、顧問業務）。請負契約は「成果物の完成」が目的で、成果完成義務があります（例：システム開発、建設工事）。本プロンプトは主に請負型を想定していますが、業務内容に応じて準委任型への調整も可能です。

Q2: 下請法の適用があるかどうか、どう判断すればよいですか？

図 1: 下請法適用判断フローチャート

下請法適用判断フローチャート



A: 委託者の資本金と受託者の資本金の組合せで判断します。例：委託者が資本金 3 億円超の場合、受託者が資本金 3 億円以下であれば適用されます。適用がある場合、書面交付義務（3 条書面）、支払期日（60 日以内）、減額禁止等の規制を遵守する必要があります。

Q3: 損害賠償の上限を設定することは有効ですか？

A: 有効です。ただし、故意または重過失による損害には上限が適用されない旨を明記することが一般的です。上限額は報酬額の 1 倍～2 倍が実務上の相場です。消費者契約法や下請法の適用がある場合は、一方的に不利な条項とならないよう注意してください。

7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- **1-01. 秘密保持契約書（NDA）ドラフト作成** - 業務委託契約の前提として締結する秘密保持契約を作成
- **1-06. 契約書リスク分析（基本版）** - 作成した業務委託契約書のリスクを包括的にチェック
- **1-11. 損害賠償条項の設計** - 損害賠償の範囲・上限・免責事由を詳細に検討